



掲載記事については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更となる場合があります。

新型コロナウイルス感染予防のため、 “新しい生活様式”を実践していきましょう!!

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、感染予防のため、
それぞれが取り組んでほしい「新しい生活様式」の実践例を公表しています。

感染が一旦落ち着いても、再び流行が起きる恐れがあり、長丁場に備えて「新しい生活様式」に切り替える必要があります。

新しい生活様式

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

- 1. 身体的距離の確保
- 2. マスクの着用
- 3. 手洗い

- 人との間隔は**できるだけ2m(最低1m)**空ける
 - 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ
 - 会話をする際は可能な限り**真正面を避ける**
 - 外出時、屋内にいるときや会話をするときには**症状がなくてもマスク**を着用
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
 - **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため誰とどこで会ったかをメモにする
- 地域の感染状況に注意する

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- **3密の回避(密集 密接 密閉)**
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは前後にスペース

娯楽、スポーツなど

- 公園はすいた時間や場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前 デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク

新型コロナウイルス感染症に関連した区の行政サービス・施設等の対応状況について

4月7日に発令された緊急事態宣言は、5月25日に解除されました。区では、東京都から発表のあったロードマップを参考に、順次、施設の開設や事業の再開を進めていきます。

最新の情報は、
区ホームページに
掲載しています



区役所からのお知らせ

新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルス感染症の影響で各種保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合に各種保険料を減額・免除します。

国民健康保険料

申請期間 6月11日(木)～3年3月31日(水)

対象 次の(1)か(2)にあてはまる世帯

(1)主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入などのいずれかの減少額が、前年の当該事業収入などの額の10分の3以上で、前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること、かつ減少見込みの事業所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる保険料 平成31年度分および令和2年度分の保険料のうち、2年2月1日～3年3月31日に納期限が設定されている保険料(特別徴収の方は2年2月～3年2月の年金差し引き分)

※ただし、遡及して国民健康保険に加入して過去の方を2年2月以降にお支払いになる場合は、2年2月相当分以降が対象となります。

減免額 (1)=全額

(2)=減少した収入の前年所得が前年の合計所得に占める割合に応じて判定

申請方法 国民健康保険料減額・免除申請書と提出書類を申請先へ郵送

※詳細は区ホームページをご覧ください。申請書はダウンロードもできます。

提出書類 (1)=簡易申告書および死亡診断書または医療機関の診断書

(2)=簡易申告書および所得が減少した月の内容が分かる資料

※廃業の場合は廃業等届出書、失業の場合は雇用保険受給資格者証等。

Q&A

Q1. 保険料が減免される期間はいつまでになりますか？

令和2年2月相当分から令和3年3月分までとなります。

Q2. 「主たる生計維持者」とは誰のことを指すのですか？

原則は住民票上の世帯主となりますが、世帯の生活を支えている方となります。

Q3. 世帯主は75歳以上の後期高齢者ですが、国民健康保険料の減免を受けられますか？

世帯主の年齢は問いません。昨年と比較して今年の所得(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入に関わる所得)の減少が見込まれる場合が対象となります。

Q4. 令和2年2月期と3月期の分は既に支払ったのですが、還付してもらえますか？

減免申請の結果により、既にお支払いいただいている保険料も対象となり、決定内容に応じた相当額を口座振込でお返しさせていただきます。

Q5. 減免の手続きは、地域センターでもできますか？

地域センターでは取り扱いしておりません。

申請先・問い合わせ/国保医療年金課資格係(☎140-8715品川区役所☎5742-6676 Fax5742-6876)

介護保険料 (65歳以上の方)

減免には申請が必要です。申請書や必要書類のご案内などを郵送しますので、下記の**対象**にあてはまる方はお問い合わせください。

申請期間 6月11日(木)～3年3月1日(月)

対象 次の(1)か(2)にあてはまる方

(1)新型コロナウイルス感染症で、世帯の主たる生計維持者(以下、生計主)が死亡または重篤な傷病を負った方

(2)新型コロナウイルス感染症の影響で、生計主の事業収入等*1の減少が見込まれ、①と②の所得要件を満たす方

① 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である*2

② ①以外の収入について、前年の所得の合計額が400万円以下である

*1 事業収入等とは：事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入

*2 保険金や損害賠償などで補てんされる金額は収入に含まず

減免の対象となる保険料

平成31年度分および令和2年度分の保険料のうち、2年2月1日～3年3月31日に納期限が設定されている保険料(特別徴収の方は2年2月～3年2月の年金差し引き分)

減免額 (1)=全額

(2)=減少した収入①の前年所得が前年の合計所得に占める割合に応じて判定

申請方法 介護保険料減額免除申請書と提出書類を申請先へ郵送

※詳細は区ホームページをご覧ください。申請書はダウンロードもできます。

提出書類 (1)=生計主の死亡診断書、医師の証明書、保健所等の入院勧告書などの写しで、原因が確認できるもの

(2)=生計主の令和2年の給与明細書、離職票、売上台帳などの写しで、減少した収入が確認できるもの

申請先・問い合わせ/高齢者福祉課介護保険料係(☎140-8715品川区役所☎5742-6681 Fax5742-6881)

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度に加入している方の保険料減額・免除については、本紙7月1日号でお知らせする予定です。

問い合わせ/国保医療年金課高齢者医療係(☎5742-6736 Fax5742-6741)

国民年金保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方を対象に、保険料の免除または納付を猶予します。詳細はお問い合わせください。

※郵送手続きが可能です。申請様式などは、日本年金機構のホームページよりダウンロードもできます。

問い合わせ/品川年金事務所(☎3494-7831 Fax3779-3449) 国保医療年金課国民年金係(☎5742-6682～3 Fax5742-6876)

傷病手当金のお知らせ

国民健康保険

品川区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱など感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限ります)、傷病手当金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。また、要件などは区ホームページでもご確認いただけます。

問い合わせ/国保医療年金課給付係
(☎5742-6677 Fax5742-6876)

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱など感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限ります)、傷病手当金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。また、要件などは都広域連合ホームページでもご確認いただけます。

問い合わせ/東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
(☎0570-086-519 Fax0570-086-075)

住民税納税の徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入(給与収入などを含む)に相当の減少があった方は1年間、住民税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で延滞金もかかりません。この制度適用を受けるには申請が必要です(要審査)。

1 対象となる地方税

2年2月1日から3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税などほぼ全ての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。品川区税務課で取り扱う税目は個人住民税、軽自動車税です。

2 対象となる方

以下(1)(2)のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者
(1)新型コロナウイルスの影響により、2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること
(2)一時に納付し、または納入を行うことが困難であること
※フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば猶予の対象となります。

3 申請手続きなど

- ・2年6月30日または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です
- ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。例えば売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど
- ・eLTAXでの申請については地方税共同機構のホームページをご確認ください

※詳細は区ホームページをご覧ください。申請書はダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症対策により3密をさけるため郵送による申請をお願いします。送付先/税務課納税相談担当(☎140-8715品川区役所)

問い合わせ/税務課(Fax3777-1292) 普通徴収・・・納税相談第1～3担当(☎5742-6671～3) 特別徴収・・・特別整理担当(☎5742-6670)

住居確保給付金制度について

仕事をやめてから2年以内か、休業等により収入が減少したために住宅を喪失したか喪失のおそれのある方など、条件に該当する方に家賃相当の住居確保給付金を支給します。

対象 次の全てにあてはまる方

1. 離職(廃業)後2年以内の方か、休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況である
2. 離職(廃業)前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたか、離職前においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者である
3. 就労能力と常用就職への意欲がある
4. 離職により住宅を喪失しているか、喪失するおそれがある
(喪失するおそれがあるとは、下記5・6に該当し、賃貸住宅などに入居している)
5. 申請日の属する月における、本人および生計を一にする同居の方の収入合計額が、次の収入基準額以下である
収入基準額 = **基準額** *1 + **家賃月額** *2
*1 基準額：単身世帯=84,000円、2人世帯=130,000円、3人世帯=172,000円
※4人以上の世帯は要問い合わせ。
*2 家賃月額は、実際の家賃額が住居確保給付金の支給上限額のいずれか低い額。
6. 本人および生計を一にする同居の方の預貯金の合計が次の金額以下である
単身世帯=504,000円、2人世帯=780,000円、3人以上世帯=1,000,000円
7. 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸し付けか給付(訓練・生活支援給付)、東京都や品川区等が実施する類似の貸し付けか給付等を本人および生計を一にする同居の方が受けていない
8. 品川区内に居住か住宅喪失直前に品川区内に居住していた方で、引き続き品川区に居住する予定の方
※ハローワークへの求職申し込みは、当面の間、不要となりました。

支給額 単身世帯=上限53,700円

2人世帯=上限64,000円

3人以上世帯=上限69,800円

※共益費等を除いた家賃の実費分が、支給上限額のいずれか低い額を支給。

※収入額が基準額を超えるときは、超えた額を支給額から減じます。

支給期間 原則3カ月間

※一定の要件により延長できる場合あり。

支給方法 月ごとに住宅の貸し主か、貸し主から委託を受けた管理会社などの口座に振り込み

申請方法 申請書等を暮らし・しごと応援センター(☎140-8715品川区役所内)へ郵送
※申請書や、必要な添付書類については、区ホームページをご覧ください。

問い合わせ/品川区暮らし・しごと応援センター(☎5742-9117(祝日・年末年始を除く月～金曜日の午前9時～正午・午後1時～5時) Fax5742-6798)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う区営自転車等駐車場(定期利用)使用料の返還について

新型コロナウイルス感染症対策のための学校・企業などにおける臨時休業や出勤自粛に伴い、2年5月中の区営自転車等駐車場の利用が一定程度見込めなかった定期利用者に対して、次のとおり使用料の返還を実施します。

対象月 5月分の使用料(利用している自転車等駐車場によって料金は異なります)

対象者 定期利用使用料を納付し、緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応による学校・企業などの休業や出勤自粛により、5月中の使用日数が10日以下となる定期利用者

申請期限 2年6月30日(火)(消印有効)

必要書類(申請に必要なもの)

・品川区営自転車等駐車場使用料返還申請書兼請求書*

・支払金口座振替依頼書*

・現在お使いの定期券のコピー

*区ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない方はお問い合わせください。

提出方法 申請書等を土木管理課自転車対策係(☎140-8715品川区役所)へ郵送か利用の区営自転車等駐車場窓口にて持参 ※駐輪場によっては管理人が常駐していない場合もあります。事前にご確認ください。

問い合わせ/土木管理課自転車対策係(☎5742-6786 Fax5742-6887)

しながわ情報プラザ

お知らせ

エコワット(簡易型電力量表示器)の無料貸し出し

家庭で使用している電化製品に取り付けることで、電力使用状況が分かるエコワットを貸し出します。テレビやパソコンなどに取り付けて、節電に役立ててみませんか。

貸し出し期間/最長2カ月
☎電話で、環境課環境推進係(☎5742-6755 Fax5742-6853)へ

子育て自主グループ支援事業利用グループを募集します

乳幼児から思春期のお子さんの保護者対象の子育て学習会や講座などを、区に代わって開催するグループを募集します。テーマ/乳幼児の成長と親のかかわり、思春期の子との親子関係など

☎9月17日(木)~3年3月12日(金)に原則として1回の講座(学習会など)を開催するグループに委託料の支払い(上限50,000円)

※委託料使途は講師謝礼・保育者謝礼・会場使用料・事務用消耗品費など。

△次の全てにあてはまるグループ5団体(選考)

・5人以上で構成され、代表者と半数以上が区内在住・在勤・在学である
・乳幼児~思春期の子どもが親が会員となって活動しているか子育て支援などの活動をしている など

※委託候補団体への説明会を7月20日(月)に開催。

※詳しくは区ホームページをご覧ください。

☎6月29日(月)(必着)までに、子ども育成課で配布する申請書を同課育成支援係(☎140-8715品川区役所第二庁舎7階 ☎5742-7823 Fax5742-6351)へ郵送か持参

※申請書は区ホームページからダウンロードできます。

第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を傍聴できます

☎6月26日(金)午後2時から
傍聴人数/15人(先着)

☎・傍聴方法/当日午後1時から、直接東京区政会館20階(千代田区飯田橋3-5-1)へ

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴を控えていただく場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎同組合議会事務局
(☎5210-9729 Fax5210-9584)

区民住宅6月空き室登録募集延期のお知らせ

6月に「区民住宅6月空き室登録募集」を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になりました。詳細が決まりましたら本紙で改めてお知らせします。

☎住宅課住宅運営担当
(☎5742-6776 Fax5742-6963)

講座

シニア生涯ワーキングセミナー

生活設計に備えたプランニング知識とシニア世代の再就職を同時に考えます。

☎7月10日(金)午後1時~3時45分
☎中小企業センター(西品川1-28-3)

☎水谷恒夫(ファイナンシャルプランナー)ほか

△55歳以上で働く意欲のある方30人(先着)

持ち物/電卓、筆記用具

☎電話で、長寿社会文化協会☎5843-7665へ

☎商業・ものづくり課産業活性化担当
(☎5498-6352 Fax5498-6338)

風水害の時期に備えた看板などの点検をお願いします

看板などの屋外広告物は、時間の経過とともに、サビによる腐食、ポルトの緩みなどにより老朽化します。これからの大雨や台風などの風水害の時期に備えるとともに、定期的な安全点検、清掃、修繕などの維持管理を行ってください。



問い合わせ/土木管理課占用係(☎5742-6785 Fax5742-6887)

シニアニュース

65歳以上の方を対象としたお知らせや講座などの情報です。

後期高齢者医療制度被保険者の方へジェネリック医薬品差額通知が送付されます

送付時期/6月下旬

△生活習慣病などで先発薬品を処方されている方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

☎ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク☎0120-601-494
東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係☎3222-4507
国保医療年金課高齢者医療係(☎5742-6736 Fax5742-6741)



健康ガイド

●品川保健センター
☎140-0001 北品川3-11-22
☎3474-2225 Fax3474-2034

●大井保健センター
☎140-0014 大井2-27-20
☎3772-2666 Fax3772-2570

●荏原保健センター
☎142-0063 荏原2-9-6
☎3788-7016 Fax3788-7900

応急診療所

行く前に必ず電話連絡を。健康保険証を忘れずに!

☎内科 小児科 歯科 接骨 薬局

小児平日夜間/午後8時~午後11時(受付は午後10時30分で終了)			
月~金曜日	小	品川区子ども夜間救急室 ※外傷は対応できません	旗の台1-5-8 ☎3784-8181 昭和大学病院中央棟4階
休日昼間・夜間/午前9時~午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
6月14日(日)	内小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
	内小	荏原医師会休日診療所	中延2-6-5 ☎3783-2355
	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383
	薬	荏原休日応急薬局	中延2-4-2 ☎6909-7111
休日昼間/午前9時~午後5時(受付は午後4時30分で終了)			
6月14日(日)	内小	岩端医院	大井1-55-14 ☎3775-1551
	歯	斎藤歯科医院	東大井3-1-4 ☎3763-3200
	歯	中延デンタルクリニック	中延3-2-3 ☎6426-9959
	骨	阿部整骨院	西品川3-1-20 ☎3490-2730
	骨	工藤総合接骨院	小山4-7-2 ☎3785-7844
土曜日夜間/午後5時~午後10時(受付は午後9時30分で終了)			
6月13日(土)	小	品川区子ども夜間救急室 ※外傷は対応できません	旗の台1-5-8 ☎3784-8181 昭和大学病院中央棟4階
6月20日(土)	内小	品川区医師会休日診療所	北品川3-7-25 ☎3450-7650
	薬	会営薬局しながわ	北品川3-11-16 ☎3471-2383

※重病の方は119番をご利用ください。※受付時間にご注意ください。

二人で子育て(両親学級)

会場	日時
①品川保健センター	8/23(日) 9:30~12:30 13:30~16:30
②大井保健センター	8/22(土) 10:00~13:00 14:00~17:00
③荏原保健センター	8/1(土) 9:30~12:30

☎もく浴実習、講義「赤ちゃんとの生活」、マタニティリラクゼーションほか
△区内在住で、初めての出産を控えた妊娠22週以降のカップル①③各24組②16組(選考)

☎7月12日(日)(必着)までに、往復はがきに「二人で子育て」とし、希望日時(第3希望まで)、2人の住所・氏名・電話番号・Eメールアドレス、出産予定日をポインズ品川区係(☎150-0012渋谷区広尾5-6-6広尾プラザ5階)へ

●区ホームページ⇒「子ども・教育」⇒「妊娠・出産」⇒「妊娠中のサービス」⇒「二人で子育て(両親学級)土日開催」からも申し込みます。

☎各保健センター



医療機関の24時間案内

●東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎5272-0303 Fax5285-8080 ●救急相談センター(救急車を呼ぶのを迷ったら) ☎#7119 IP電話などは☎3212-2323

お子さんの急な病気に困ったら

●小児救急電話相談 ☎#8000 IP電話などは☎5285-8898
月~金曜日/午後6時~翌日午前8時 土・日曜日、祝日、年末年始/午前8時~翌日午前8時

眼科応急診療

日曜日、祝日=午前9時~翌日午前8時 月~金曜日=午後5時~翌日午前8時 土曜日=正午~翌日午前8時	日・月・水・土曜日、祝日	東邦大学医療センター大森病院 大田区大森西6-11-1 ☎3762-4151
※緊急手術や重症患者対応時は、お待ちいただくか他院を紹介する場合があります。	日・火・金・土曜日、祝日	昭和大学病院附属東病院 西中延2-14-19 ☎3784-8383
	木曜日(祝日を含む)	荏原病院 大田区東雪谷4-5-10 ☎5734-8000

助成

微細ミスト設備を設置する際に要する経費の一部を助成します

イベントなどでリースする場合でも、助成の対象となる場合があります。

対象／約10～40マイクロメートルの微細ミスト設備であること

主な要件／人が通行や休憩などをする際の暑さ緩和を主な目的とする

・人が自由に出入りできる区内の施設が空間に設置

・2年4月1日以降に新たに設置されたもの・機器本体(ノズルなど)が移動式の場合、リース期間のうち3分の1以上の稼働がある など

助成対象者／区内で助成対象機器を設置する法人か個人事業主、リース契約における借り主

助成額／対象経費の2分の1(上限250万円) ※他の制度と併用する場合は差額の2分の1。

申請 3年3月19日(金)(必着)までに、環境課で配布する申請書を同課環境管理係(☎140-8715品川区役所本庁舎6階☎5742-6949 Fax5742-6853)へ郵送か持参

※予算額に到達した時点で受け付け終了。※申請書は区ホームページからダウンロードもできます。

家具転倒防止器具取り付け助成

家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象に、取り付け費用の助成を行っています。

対象 次の全てにあてはまる世帯

・2年4月1日以降に区内施工業者を利用して器具の取り付け工事を行った

・品川区に住居登録があり、器具を取り付けた住宅に居住している

・世帯員全員が住民税を滞納していない

助成金額／住民税課税世帯＝取り付け費用の2分の1(上限4,000円)

非課税世帯＝取り付け費用の全額(上限8,000円)

※詳しくは住宅課(本庁舎6階)で配布する案内をご覧ください。

※申請書などは区ホームページからダウンロードもできます。

住宅課住宅運営担当 (☎5742-6776 Fax5742-6963)

高齢者・障害者世帯は高齢者地域支援課(本庁舎3階)で助成を行っています

※申込方法、要件などが異なりますので、工事前にご相談ください。

高齢者地域支援課高齢者住宅担当 (☎5742-6735 Fax5742-6882)

行政情報の公開状況をお知らせします

区では、区政をより開かれたものとするため、情報公開制度を実施しています。元年度は3,538件の情報公開請求があり、全部公開1,372件と部分公開2,154件をあわせて3,526件の行政情報が公開されました。また、自己情報の開示請求は101件あり、全部開示83件と部分開示16件をあわせて、99件の自己情報が開示されました。

元年度 行政情報の公開請求・処理状況 ()内は前年度 単位=件

実施機関	請求件数	決定の内容				
		全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
区長	3,419 (2,249)	1,268 (283)	2,144 (1,938)	4 (7)	0 (17)	3 (4)
教育委員会	110 (47)	104 (33)	5 (11)	1 (2)	0 (1)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)
区議会	6 (6)	0 (1)	5 (5)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
合計	3,538 (2,303)	1,372 (317)	2,154 (1,954)	8 (10)	1 (18)	3 (4)

元年度 自己情報の開示請求・処理状況 ()内は前年度 単位=件

実施機関	請求件数	決定の内容					
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	非訂正
区長	101 (134)	83 (87)	16 (41)	0 (1)	2 (4)	0 (1)	0 (0)
教育委員会	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	101 (135)	83 (88)	16 (41)	0 (1)	2 (4)	0 (1)	0 (0)

問い合わせ／広報広聴課情報公開担当(☎5742-6613 Fax5742-6870)

好評配信中！しながわ学びの杜



生涯学習講義のインターネット配信

●公開講座「『色』のおはなし～色の基礎を理解し、より快適で心地良い生活を～」

品川区公式YouTubeチャンネル「しながわネットTV」で、ご覧いただけます。こちらからもアクセスできます。



令和元年度に区内大学で実施した公開講座を配信中です。

問い合わせ／文化観光課生涯学習係(☎5742-6837 Fax5742-6893)

国民健康保険料は納期限までにお支払いください

問い合わせ

国保医療年金課収納係(本庁舎4階 ☎5742-6678 Fax5742-6876)

国民健康保険料のお支払いは口座振替が原則です

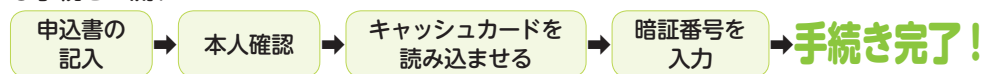
保険料が年金から差し引かれている方以外は、口座振替が原則です。毎月支払いに行く手間が省け、支払い忘れの心配もありません。

口座振替日／毎月末 ※月末が金融機関休業日の場合は翌営業日。

(1) ペイジー口座振替での申し込み

国保医療年金課収納係窓口を設置してある専用端末にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力するだけで口座振替の登録ができる便利なサービスです。通帳届出印の押印が不要になるので、申し込みから口座振替開始までの期間が大幅に短縮されます。

○手続きの流れ



利用できる金融機関／みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行
持ち物／対象金融機関のキャッシュカード、本人確認できるもの(健康保険証や運転免許証など)
※登録は個人の普通預金・当座預金・通常貯金口座に限られ、口座名義人本人が直接、収納係窓口で手続きする必要があります。 ※カードの種類によっては取り扱いできないものがあります。
口座振替開始日／毎月10日頃までの申し込みで、当月末から

(2) 口座振替依頼書での申し込み

納付書に同封の専用の口座振替依頼書に記入し、通帳届出印を押印のうえ、返信用封筒で国保医療年金課へ郵送か、ご利用の金融機関・国保医療年金課・地域センターの窓口へ提出してください。 ※窓口での手続きの際は、通帳と通帳届けの印鑑、国民健康保険料納入通知書か納付書・健康保険証などをお持ちください。

※口座振替依頼書は区内の金融機関の窓口にもあります。区ホームページからダウンロードもできます(ダウンロードした口座振替依頼書は区役所へ郵送してください)。

口座振替開始日／毎月15日頃までの提出で、翌末日から

納付書でのお支払いはコンビニエンスストアが便利です

金融機関、国保医療年金課、地域センター、コンビニエンスストアでは営業時間内ならいつでもお支払いいただけます。 ※30万円を超えた納付書はコンビニエンスストアでは取り扱いできません。 ※金融機関、コンビニエンスストアでは納付書の発行はしません。 ※一括納付による割引はありません。

●クレジットカードによるお支払い

パソコンや携帯電話から、「Yahoo! 公金支払い」を利用してクレジットカードで納付することができます。詳しくは、Yahoo! 公金支払いホームページ <https://koukin.yahoo.co.jp/> をご覧ください。

※納付書1枚あたりの納付金額が1万円を超える場合は、別途決済手数料がかかります。

※自動継続にはならないため、毎回お支払いの操作が必要です。

●ペイジーによるお支払い

Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMを利用して納付することができます。インターネットバンキング、モバイルバンキングで支払う際は、あらかじめ金融機関での登録が必要です。詳しくは、各金融機関のホームページをご覧ください。

●LINE Payによるお支払い

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラ機能で読み取り、LINEアプリで納付ができるサービスです。LINE Payをご利用される場合には、スマートフォンアプリのダウンロードが必要です。詳しくはLINEホームページ <https://line.me> をご覧ください。

★口座振替キャンペーン

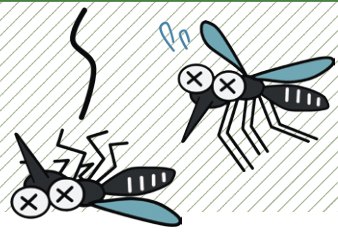
岩手県宮古市の物産詰め合わせを抽選で200人にプレゼントします。この機会にぜひ口座振替をご登録ください。

対象／口座振替の新規加入者でキャンペーンにご応募いただいた方

申込方法／7月31日(金)(必着)までに、納入通知書に同封のキャンペーンちらしに付いた応募券を口座振替依頼書と一緒に国保医療年金課へ郵送

※キャンペーンちらしは国保医療年金課窓口・地域センターでも配布しています。区ホームページからもダウンロードできます。 ※当選者には通知を送付し、10月中旬頃にプレゼントを発送します。

蚊をなくして 快適な夏を!



夏に発生する蚊の多くはヒトスジシマカ(通称「ヤブカ」)です。蚊の防除には、水中に生息するボウフラを退治することが最も有効です。特にヒトスジシマカは活動範囲が狭いので、蚊が多い家の周辺には蚊の発生源になる水たまりや、やぶなどが必ず見つかります。日頃から家の周りを点検し、蚊の対策を心がけましょう。

点検ポイント

- 不要な水たまりをなくす
- 雨どいや雨水ますは土砂や枯れ葉などを取り除き、水がたまらないようにする
- 蚊の隠れ場所となるので、生い茂った雑草は刈り取り、風通しをよくする
- 蚊の侵入場所に防虫網・網戸を設置する
- 刺されないよう、外出時は肌を露出せず、必要に応じ虫よけ剤を使用する

問い合わせ/生活衛生課医薬環境衛生担当
(☎5742-9138 Fax5742-9104)

国勢調査



すべての人が対象です

日本国内に住む全ての人と世帯を対象にした「国勢調査」を10月に実施します。「国勢調査」は、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づいて5年に一度実施している国の最も重要な統計調査です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ/地域活動課統計係(☎5742-6869 Fax5742-6750)

きゅりあん スクエア荏原 施設利用抽選会のお知らせ

休館のため延期していた抽選会を、下記の通り実施します。状況によっては変更の場合もあります。対象施設など詳しくは、品川文化振興事業団ホームページ<http://www.shinagawa-culture.or.jp/>の各施設をご覧ください。

●きゅりあん(☎5479-4100 Fax5479-4160)

対象	当初の抽選予定日	変更後の抽選日
区民	令和2年4月24日(金)	令和2年6月17日(水)
	令和2年5月25日(月)	令和2年6月24日(水)
	令和2年6月24日(水)	令和2年7月15日(水)
一般	令和2年5月1日(金)	令和2年7月1日(水)
	令和2年6月1日(月)	令和2年7月22日(水)
	令和2年7月1日(水)	

●スクエア荏原(☎5788-5321 Fax5788-5322)

対象	当初の抽選予定日	変更後の抽選日
区民	令和2年4月27日(月)	令和2年6月18日(水)
	令和2年5月26日(火)	同左(変更なし)
	令和2年6月25日(水)	同左(変更なし)
一般	令和2年5月1日(金)	令和2年6月22日(月)
	令和2年6月1日(月)	同左(変更なし)
	令和2年7月1日(水)	同左(変更なし)

※アリーナを除く。

品川区民活動情報サイト しながわすまいるネットに登録しませんか



HP shinagawa-smile.net/
※区ホームページからもご覧いただけます。
問い合わせ/地域活動課協働推進係
(☎5742-6693 Fax5742-6878)

6月23日~29日は男女共同参画週間です

【令和2年度内閣府男女共同参画週間キャッチフレーズ】

《そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。》
《ワクワク・ライフ・バランス》

男女共同参画社会の実現に向け、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。毎年6月23日から29日を「男女共同参画週間」としています。国民一人ひとりがこの法律の目的や基本理念に関する理解を深め、それぞれが持っている個性や長所をいかし、「女らしさ…男らしさ…」ではなく、「その人らしさ…」を認め、生活の様々な場面で個性、能力の発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしています。この機会に男女共同参画について考えてみませんか。

●この週間にあわせて、男女共同参画センターでは、ワーク・ライフ・バランスを紹介するパネル展示(午前9時~午後9時30分)を行っています。ホームページもぜひご覧ください。



問い合わせ/男女共同参画センター(東大井5-18-1きゅりあん3階☎5479-4104 Fax5479-4111)

ボランティア

※☎は地域貢献ポイント事業の対象です。

品川区地域貢献ポイント事業

品川ボランティアセンター(☎5718-7172 Fax5718-0015)
高齢者地域支援課介護予防推進係(☎5742-6733 Fax5742-6882)

高齢者の積極的な社会参加を図るため、区内在住のおおむね60歳以上の方に、区の指定するボランティア活動1回につき、1ポイント(年間50ポイント上限)を付与します。ためたポイントは区内共通

商品券への交換か福祉施設などに寄付もできます。事前にボランティアセンターなどで申し込みが必要です。※詳しくはお問い合わせください。

さわやかサービス協力会員募集 ☎

さわやかサービス(☎5718-7173 Fax5718-1274 shinashakyo.jp/sawayaka/index.html)

さわやかサービスは高齢者や障害者、産前産後の方を対象として、家事援助を中心に、区民相互の助け合いを支援する有償のボランティア活動です。
☑掃除、食事作り、外出の付き添い、福祉車両(車いすごと乗れる車両)の運転など
☑18歳以上の方(福祉車両の運転は登録時69歳以下)

謝礼/1時間800円(交通費支給)
【協力会員募集説明会】
☑6月26日(金)午後1時~2時 ※登録後、希望者は引き続き研修に参加可(午後2時~4時)。
☑☑当日、社会福祉協議会(大井1-14-1)へ
※さわやかサービス窓口でも随時受付中。



使用済み切手・カードのご寄付ありがとうございました

元年度は切手884,160枚・カード22,880枚をご寄付いただきました。ボランティアセンターでは引き続き使用済み切手とカード(未使用の切手・カードも可)を回収しています。ご協力をよろしくお願いいたします。
☑品川ボランティアセンター(☎140-0014大井1-14-1☎5718-7172 Fax5718-0015)

○ご寄付いただいた切手・カードの収益金は、区内在住の75歳以上の方にお配りする「敬老杖」の購入などに充てています。



品川区就業支援事業紹介 中小企業センター(西品川1-28-3)

あなたの“働きたい”を応援します!

区では皆さんの「働きたい!」思いを応援するため、ハローワークなどと連携して就業支援に取り組んでいます。ぜひ、ご利用ください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部業務を縮小し運営しています。利用者の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

品川区就業センター (中小企業センター1階 ☎5498-6353 Fax5498-6354)

ハローワークの専門相談員が常駐し、区とハローワークが一体となって運営を行い、地域に根差した就業支援に取り組んでいます。お気軽にご利用ください。
開設時間 / 月～金曜日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

職業相談・職業紹介

ハローワーク品川の専門相談員が相談をお受けします。また、応募状況の確認や求人企業への連絡を行い、求職活動がスムーズに行えるようサポートします。
 ※相談内容によっては時間がかかる場合があります。早めに受け付けを済ませてください。

求人検索

全国のハローワークの求人情報をパソコンで検索できます。また、就業センター内の掲示板には、おすすめの求人がピックアップ求人として掲示されています。

※事業所の求人申し込みや雇用保険(失業保険)関係の手続き、職業訓練関係の相談はハローワーク品川(港区芝5-35-3 ☎5419-8609)で行っています。

就業支援 (中小企業センター2階 わかもの・女性就業相談コーナー)

わかもの・女性就業相談

専門のカウンセラーが就業に関する相談に幅広く柔軟に応じます。どうぞお気軽にご相談ください。

- * 就職・転職活動や仕事上の悩み
- * 子育て中の再就職活動(仕事を始めるか迷っている方含む)
- * 育児・介護・家庭と仕事の両立
- * 応募書類の添削や模擬面接 など

開設時間 / 月・金曜日午前10時～午後5時
 火～木曜日午後1時～5時
 ※祝日・年末年始を除く。 ※相談時間は1回50分。
対象 / わかもの(39歳以下・学生含む)
 女性(年齢問わず)
申込方法 / 電話で、商業・ものづくり課 ☎5498-6352 へ ※ <https://www.shinagawa-shigoto.jp/> から申し込みます。

就業支援セミナー

就職活動の基礎から在職者向けにビジネススキルアップセミナー、女性向けに就活マナー・印象アップ向上セミナーなどを随時開催しています。

高齢者の仕事の相談

サポしながわ

(中小企業センター1階 ☎5498-6357 Fax5498-6358)

おおむね55歳以上の方を対象とした無料職業紹介所です。専門相談員による就業相談、紹介が受けられます。

開設時間 / 月～金曜日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

シルバー人材センター

(本部: 北品川3-11-16 ☎3450-0711 Fax3471-6187)

品川区内に居住する、健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の方であれば、どなたでも会員になることができます(年会費2,500円)。

70歳代・80歳代でも様々な就業現場で活躍中です。『シルバー派遣事業』も開始しましたので、まずはご相談ください。

時間 / 月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

※ホームページ <https://shinagawa-sjc.com/> に就業情報掲載。



就業支援セミナー

女性向けセミナー

(Webexでオンラインセミナー)

「ココからスタート! これからの私の就活としごと」

仕事に求める「条件」や「価値観」を整理し、求人状況や求人倍率を参考にしながら、今後の働き方を考えるきっかけを提供します。

日時 / 7月17日(金)午前10時～午後1時
対象 / 就職活動中か就職活動を始めようとしている女性
講師 / 奥住優子(2級キャリア・コンサルティング技能士)
申込方法・問い合わせ / 電話で、商業・ものづくり課 (☎5498-6352 Fax5498-6338) へ
 ※ <https://www.shinagawa-shigoto.jp/> から申し込みます。



問い合わせ / 商業・ものづくり課産業活性化担当 (☎5498-6352 Fax5498-6338)

品川区特別定額給付金の申請書は届きましたか?

お手元に申請書が届いていない場合は下記コールセンターへお問い合わせください。

給付額	1人につき10万円
給付要件	令和2年4月27日に品川区に住居登録のある方
受給権者(申請者)	品川区に住居登録のある方の属する世帯の世帯主
給付方法	世帯主の方の銀行口座への振り込み

- 視覚障害、高齢などにより申請に支援が必要な方は、ご相談ください。
- 国の通知により、無戸籍の方についても給付対象者となりますので、ご相談ください。
- 配偶者からの暴力を理由に品川区内に避難している方も給付対象となる場合がありますのでご相談ください。

マイナンバーカードを利用したオンライン申請がお済みの方は、提出は不要です。

給付には申請が必要です

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区役所では申請窓口を設置していません。

申請方法は、 郵送申請 オンライン申請 となります。

品川区特別定額給付金コールセンター ☎5742-7803 受付時間 月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く) 福祉計画課 Fax5742-6797

6月は食育月間です

いつまでも健康でイキイキと過ごすために
～毎日の食事をバランスよく～

食事のとり方 チェックポイント

1日3食しっかり食べていますか？

朝食 昼食 夕食

主食・主菜・副菜がありますか？

主食 ごはん・パン・麺
主菜 肉・魚・卵・大豆製品のおかず
副菜 野菜のおかず

手間をかけずに上手にアレンジ!

加工食品や保存食品を活用 カット野菜・缶詰・パックご飯・冷凍食品・レトルト食品

カンタンひと手間で栄養アップ!

そうめん + サバ缶 | 焼きそば + 冷凍八宝菜 | レトルトカレー + 冷凍野菜 | 野菜サラダ + チキン

食事の支度の負担を減らすコツ 食事の用意は毎日のことなので、買い物や料理が面倒になることもあります。全部手作りでなくても、市販のお惣菜を利用したり、レトルトや缶詰などをうまく組み合わせると食事作りの負担を減らすことができます。バランスの良い食事を意識しましょう。

高齢期の低栄養に注意しましょう

あなたも低栄養では？
チェックの多かった方は、低栄養の可能性がります

- やわらかいものばかり食べている
- 年をとったら「粗食」でいいと思う
- 調理が面倒でいつも同じものばかり食べている
- 肉や卵、油脂類は控えめにしている
- おなかがすいていない時は食事を抜いている

高齢期の食事ワンポイントアドバイス
高齢期は、たんぱく質が不足しがちなため、肉・魚・卵・大豆製品などを毎食欠かさず、しっかりとりましょう!

食事相談 (面接(予約制)・電話(随時))
栄養士が食事に関する相談にお答えします。お気軽にご相談ください。
品川保健センター(北品川3-11-22 ☎3474-2902 Fax3474-2034)
大井保健センター(大井2-27-20 ☎3772-2666 Fax3772-2570)
荏原保健センター(荏原2-9-6 ☎3788-7015 Fax3788-7900)

問い合わせ/生活衛生課栄養管理担当(☎5742-7124 Fax5742-9104)

新型コロナウイルス感染症について

区では、新型コロナウイルスPCR検査の体制の拡充を図るため、「品川区PCR検査センター」を開設しました。

地域のかかりつけ医が検査を必要と判断した場合に、区の保健所を介さずにPCR検査センターで検体を採取します(医師による完全予約制)。

問い合わせ/保健予防課感染症対策係(☎5742-9153 Fax5742-9158)

新型コロナウイルスに関する感染の予防、心配な症状や対応などについての相談

- 品川区電話相談窓口 ☎5742-9108 受付時間/月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く)
- 東京都電話相談窓口(コールセンター) ☎0570-550571 Fax5388-1396 (日本語・英語・中国語・韓国語対応) 受付時間/午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日も実施)
- 厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120-565653 Fax3595-2756 受付時間/午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日も実施)

次の症状がある方は「かかりつけ医」「新型コロナ受診相談窓口」に電話でご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)のある方
- 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状があり、①妊娠中の方、重症化しやすい方、②①以外の方で、症状が続く方

新型コロナ 受診相談窓口 ☎5742-9105 受付時間/月～金曜日=午前9時～午後5時(祝日を除く)
☎5320-4592 受付時間/月～金曜日=午後5時～翌日午前9時。土・日曜日、祝日=終日

感染拡大に伴う不安や生活への影響について、外国人の方の相談に対応します

※14言語に対応(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、カンボジア語、ミャンマー語)。

- 東京都外国人新型コロナ生活相談センター ☎0120-296-004 受付時間/午前10時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)